

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項、第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月4日提出

大磯町長 池田 東一郎